

非訟事件手続法（平成23年法律第51号）の施行に伴う
株式等の振替に関する業務規程の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程（平成20年8月15日通知）

（下線部分変更）

新			旧		
<p>（振替投資口に係る振替株式に係る規定の準用） 第 271 条 （略）</p> <p>2 第 3 章の規定を振替投資口について準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p>			<p>（振替投資口に係る振替株式に係る規定の準用） 第 271 条 （略）</p> <p>2 第 3 章の規定を振替投資口について準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p>		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第 50 条	株券喪失登録（会社法第 223 条に規定する株券喪失登録をいう。以下同じ。）がされた株券	法第 228 条第 1 項において読み替えて準用する第 131 条第 1 項第 1 号の一定の日において公示催告手続（非訟事件手続法（平成 23 年法律第 51 号）第 100 条に規定する公示催告手続をいう。）が行われている投資証券	第 50 条	株券喪失登録（会社法第 223 条に規定する株券喪失登録をいう。以下同じ。）がされた株券	法第 228 条第 1 項において読み替えて準用する第 131 条第 1 項第 1 号の一定の日において公示催告手続（非訟事件手続法（明治 31 年法律第 14 号）第 142 条に規定する公示催告手続をいう。）が行われている投資証券
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2. 附則

この改正規定は、非訟事件手続法（平成 23 年法律第 51 号）の施行日〔平成 25 年 1 月 1 日〕から施行する。

以 上